

## 福島県多世代同居・近居推進事業 補助金交付事務取扱要領

### (趣旨)

**第1条** 補助事業者は、福島県多世代同居・近居推進事業を実施するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (目的)

**第2条** 福島県内で新たに多世代による同居又は近居（以下「多世代同居・近居」という。）するために住宅取得等を行う者に対して補助金を交付することにより、良質な住宅ストックや良好な住環境の形成とともに、子育て環境や高齢者見守りの充実、定住の促進、女性の就労支援、中古住宅市場の活性化を図り、人口減少対策と地方創生の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第3条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 多世代

祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子ども（1人以上）の三世代以上のこと。

#### (2) 同居

父母及び子（以下「親子」という。）又は子の祖父母が住所変更（住民票及び届出避難場所証明書に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。）を行い、親子と子の祖父母とが同一の住宅に居住すること。

#### (3) 近居

親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内にあること。

#### (4) 中古住宅

人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅のこと。

#### (5) 増改築

既存住宅の延べ面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造すること。

#### (6) 改修

多世代同居・近居に必要と認められる工事で、間取変更、浴室・洗面所・便所・台所等の改修及び設置、バリアフリー（手摺り設置、段差の解消、廊下幅の拡幅等）、断熱化、壁・床等の内装改修、浄化槽入替（人槽増に限る）、物置設置、その他知事が必要と認める工事。ただし、外装（屋根・外壁等）

工事、門・塀・柵、カーポート、外構等の屋外工事、下水道切替工事、その他知事が適当でないと認めるものを除く。

(7) 住宅取得等

次に掲げるものをいう。

ア 多世代同居・近居を行うための住宅取得（新築住宅（戸建・集合）又は中古住宅（戸建・集合）の取得）

イ 所有する住宅の多世代同居・近居に必要な増改築又は改修

(8) 子ども

補助事業者が別に定める募集の終期までに18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。なお、妊娠中の子どもは含めないものとする。）で就労していない者をいう。

(9) 県外移住世帯

県外から県内に移住し、かつ、住民票を異動する世帯のこと。

(10) 補助事業者

県からの補助を受け、福島県多世代同居・近居推進事業に係る事務を行う者をいう。

**(補助対象者)**

**第4条** この補助金の対象者は、次の各号に該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 福島県内で新たに多世代同居・近居するため、住宅取得等を行う者であること。
- (2) 事業完了日（多世代同居・近居を開始する日をいう。以下同じ。）の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、多世代同居・近居を継続すること（就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く。）。
- (3) 多世代同居・近居を始める全ての者が、県税を滞納していないこと。
- (4) 本事業とともに、国・地方公共団体が実施する公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。
- (5) 多世代同居・近居を始める者のいずれかが、住宅取得等の対象となる住宅の所有者であること。
- (6) 多世代同居・近居を、原則として、補助金の交付を受けようとする年度の末日までに開始すること。
- (7) 多世代同居・近居に伴い補助対象住宅へ転居することとなる者は、原則として、補助金交付申請日から前6ヶ月間、転居前の住民基本台帳に記録されていること。
- (8) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではないこと。

**(補助の対象)**

**第5条** 補助の対象となる住宅は、次の各号に該当するものとする。なお、住宅

の床面積が全体の2分の1以上の併用住宅も対象とする。

- (1) 建築基準法等の関係法令に適合すること。
- (2) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅にあっては、「福島県木造住宅等耐震化支援事業」等による耐震診断を事業完了日までに実施していること。

#### (補助対象経費)

**第6条** 補助の対象となる経費は、補助対象者が行う住宅取得等に係る経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 増改築又は改修における補助対象以外の経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

#### (補助金の額)

**第7条** 補助事業者が交付する補助金は、補助対象者が多世代同居・近居を行う場合に交付するものとし、その額は、住宅取得等に係る経費の1/2又は次の(1)及び(2)の合計のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 補助基本額  
1 申請当たり30万円とする。
- (2) 県外移住世帯加算額  
1 申請当たり10万円とする。

#### (補助金の交付申請)

**第8条** 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、第1号様式(補助金交付申請書)により、住宅取得等の契約における引渡しの日属する年度の募集に対して行うものとする。

#### (補助金の交付決定)

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、第3号様式により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

#### (事業内容の変更等)

**第10条** 規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、第4号様式(補助金変更交付申請書)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、変更内容が軽微であり、次のいずれかに該当する場合は不要とする。

(1) 事業完了予定日の6ヶ月未満の延長(交付申請を行う日の属する年度内に限る)。

- 3 規則第6条第1項第2号の規定により、事業を中止又は廃止しようとする場合は、第5号様式(事業中止(廃止)承認申請書)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

#### (交付申請の取り下げ)

**第11条** 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日とし、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

#### (完了実績の報告)

**第12条** 補助対象者は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第1項に規定する実績報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告は、第6号様式(完了実績報告書)によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

#### (補助金の額の確定)

**第13条** 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、規則第14条の規定により、その内容の審査及び現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に第7号様式(補助金額確定通知書)により通知するものとする。

#### (補助金の請求)

**第14条** 補助事業者は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助対象者が前項の支払いを受けようとするときは、第8号様式(補助金請求書)によるものとする。

#### (交付決定の取り消し等)

**第15条** 補助事業者は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に、補助対象住宅における多世代同居・近居を解消する等、この要領に定める要件を満たさな

くなったとき。

(3) 規則又は関係法令に違反する行為があったとき。

2 補助事業者は、前項の取り消しの決定を行った場合には、第9号様式（交付決定取消通知書）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項に基づく取り消しを行った場合には、規則第17条の規定に基づき、返還の猶予期間や必要な加算金等を定めるものとする。

#### （財産の処分の制限）

**第16条** 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

#### （会計帳簿等の整備等）

**第17条** 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

#### （現地調査等の協力義務）

**第18条** 補助対象者は、補助事業者が規則第11条に規定する、補助事業の遂行状況に係る報告及び調査を行おうとする場合は、遅滞なくこれに協力しなければならない。

#### （報告及び調査）

**第19条** 補助対象者は、第10条第2項、第15条第1項に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。

2 補助事業者は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### （書類の提出）

**第20条** この要領により補助事業者に提出する書類は、1部とする。

#### （その他）

**第21条** 補助金の交付等に関しては、この要領によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

#### 附 則

1 この要領は、平成31年4月11日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和2年5月20日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和3年5月19日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和5年5月23日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 福島県多世代同居・近居推進事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会 会長 様

申請者 住所  
ふりがな  
氏名  
(電話番号: - - )  
(メールアドレス: )

令和 年度において、下記のとおり福島県多世代同居・近居推進事業を実施したいので、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、本申請書の記載内容に虚偽はありません。

## 記

## 1 多世代世帯の状況

祖父母	氏名	氏名	現住所 (申請者は記入不要)	転居先住所 (転居する場合のみ記入)
父母				
子	氏名、年齢、(学校名等)		生年月日	
	( 歳)( 学校)		年 月 日	
	( 歳)( 学校)		年 月 日	
	( 歳)( 学校)		年 月 日	

## 2 事業計画

事業目的	<input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 高齢者見守り <input type="checkbox"/> 女性の就労		
事業内容	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居		
住宅取得等引渡予定日	令和 年 月 日		
事業完了予定日 (多世代同居・近居開始予定日)	令和 年 月 日		
補助対象経費	※住宅取得等経費から対象外経費を除いた金額を記入		
補助対象外経費	併用住宅の場合 (住宅以外の部分の面積/総面積×新築等に要した費用)	住宅以外の部分に係る経費	0円
	その他(土地取得費など)		0円
	福島県建築指導課が所管するその他の補助金	補助金額	円

## 3 住宅の状況等

住宅取得等の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 住宅の取得( 年建設) <input type="checkbox"/> 増改築・改修( 年建設)		
増改築・改修の場合、 その内容	例) 寝室・子ども部屋の増築、トイレ・風呂・台所の改修(設備取替)等		
住宅の所在地	注) 集合住宅の場合は部屋番号まで記載		
所有名義人(予定)		住宅取得等の契約者	
住宅の概要	造 階建て、延べ面積(住戸専用面積) ※ 増築の場合は増築後の面積		m <sup>2</sup> /戸

4 補助金額(補助金額算定)(該当する項目の□にチェック☑してください)

(A)	補助対象経費/2	÷ 2 =		
(B)	世帯条件による補助金	基本額 (30万円)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 近居	円
		県外移住世帯 加算額(10万円)	<input type="checkbox"/> 県外移住世帯である	
(C)	補助金額			

(1,000円未満切捨)

※ (C) 補助金額は、(A) 補助対象経費の1/2と (B) 世帯条件による補助金のいずれか低い額。

5 確認事項(該当する項目の□にチェック☑してください)

- 旧耐震基準 (S56.5月以前に建設) の木造戸建住宅だが、耐震診断は完了している。
- 旧耐震基準の木造戸建住宅で耐震診断は未了だが、事業完了日までに耐震診断を完了します。
- 福島県暴力団排除条例 (平成23年福島県条例第51号) に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではありません。

6 添付書類(提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください)※可能な限り郵送による提出をお願いします。

- ①誓約書 (第2号様式)
- ②ア及び必要に応じてイの書類  
ア:住民票及び届出避難場所証明書の写し (祖父母、父母、子の現住所が確認できるもの)  
イ:戸籍の附票又は住民票の除票等 (従前住所を継続して6ヶ月以上居住していたことを証明できるもの)
- ③戸籍謄本等 (祖父母、父母、子の続柄が確認できるもの)
- ④以下の内容を明示した地図 (近居のみ。縮尺を記載すること)  
ア:現住宅の位置 イ:新たな住宅の位置 ウ:近居対象住宅の位置 エ:アとウの距離 エ:イとウの距離
- ⑤新築住宅の場合、住宅取得等に係る契約書。中古住宅の取得または増改築、改修の場合、住宅取得等に係る契約書及び工事費内訳書の写し (費用内訳、対象費用等が確認できるもの)
- ⑥設計図等の写し (位置図、平面図、立面図、配置図、延べ床面積計算表)
- ⑦登記事項証明書 (住宅の所有者等が確認できるもの。増改築又は改修の場合に限る)
- ⑧併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分とその面積が確認できる図面
- ⑨納税証明書 (多世代で同居・近居するもの全世帯員分 (未就学児及び学生を除く)、福島県在住者は県地方振興局発行のもの) (県地方振興局発行のものは、「県税に未納 (課税) がないこと」 (原本) を証明事項に選択すること)
- ⑩耐震診断 (一般診断) 結果報告書等の写し (旧耐震基準 (S56.5月以前に建設) の住宅の場合、耐震診断結果が確認できるもの又は耐震診断を行うことがわかるもの。)
- ⑪債権者登録 (変更) 申請書
- ⑫振込口座の口座番号、口座名義 (フリガナ) が確認できる預金通帳の写し
- ⑬福島県建築指導課が所管する他の補助金等申請書の写し
- ⑭前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式

年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

誓 約 書

福島県多世代同居・近居推進事業補助金の交付申請にあたり、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、交付対象住宅において、多世代同居・近居を継続することを誓います。

なお、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第15条第1項各号のいずれかに該当することになった場合は、すみやかに報告し、同条の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

【参考】

福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領（抄）

（交付決定の取り消し等）

**第15条** 補助事業者は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2）事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に、補助対象住宅における多世代同居・近居を解消する等、この取扱要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- （3）規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があったとき。

（財産の処分の制限）

**第16条** 本事業により住宅取得等を行った住宅が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

第3号様式

番 号

住 所  
氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度福島県多世代同居・近居推進事業補助金については、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第9条の規定により、下記のとおり交付します。

令和 年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会長 ○○ ○○ 印

記

- 1 補助金の交付決定額は次のとおりとします。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

- 2 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとします。
- 3 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額に基づいた額をもって行うものとします。
- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。  
補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ承認又は指示を受けてください（福島県多世代同居・近居推進事業 補助金交付事務取扱要領第10条第2項に定める軽微な変更を除く）。  
(1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき  
(2) 補助事業等を中止し、又は廃止するとき  
(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない又は事業の遂行が困難となったとき

第4号様式

年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会長 様

氏名：

福島県多世代同居・近居推進事業 補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業補助金等について、下記のとおり変更したいので、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第10条第1項の規定により申請します。

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 申請金額 | 円 |
| 既交付決定額 | 円 |
| 差引額    | 円 |
- 2 事業完了予定日（多世代同居・近居開始予定日）  
令和 年 月 日（変更前）  
令和 年 月 日（変更後）
- 3 その他変更事項
- 4 変更理由

(注) 申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

第5号様式

年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会 会長 様

氏名：

福島県多世代同居・近居推進事業 中止（廃止）承認申請書

下記により、令和 年度の標記事業を中止（廃止）したいので、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第10条第2項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の内容

第6号様式

年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会長 様

氏名：

福島県多世代同居・近居推進事業 完了実績報告書

令和 年度において、下記のとおり標記事業を実施したので、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業完了日（多世代同居・近居開始日） 令和 年 月 日

（添付書類）（提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください）

- ①住宅取得等に係る契約書及び領収書の写し
- ②検査済証の写し及び登記事項証明書（新築住宅及び増改築の場合、住宅の所有者等が確認できるもの）
- ③登記事項証明書（中古住宅取得及び改修の場合、住宅の所有者等が確認できるもの）
- ④住宅取得等の内容が分かる写真（複数枚添付すること）
- ⑤新たに多世代同居又は近居する住宅の存する市町村の住民票又は当該住宅を避難場所とした市町村の発行する届出避難場所証明書（曾祖父母、祖父母、父母、子の住所が確認できるもの）
- ⑥耐震診断（一般診断）結果報告書の写し（旧耐震基準（S56.5月以前に建設）の住宅で、申請時に耐震診断を完了していなかった場合。耐震診断結果が確認できるもの。）
- ⑦その他知事が必要と認める書類

第7号様式

番 号  
年 月 日

様

一般社団法人 福島県建設業協会長 印

福島県多世代同居・近居推進事業 補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで完了実績報告のあった標記事業について、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第13条の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 確定金額  | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付済金額 | 円 |
| 4 返還金額  | 円 |

第8号様式

年 月 日

一般社団法人 福島県建設業協会長 様

氏名：

福島県多世代同居・近居推進事業 補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業  
補助金について、下記により金 円を交付して下さるよう請  
求します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 事業費   | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残 額   | 円 |

第9号様式

番 号  
年 月 日

様

一般社団法人 福島県建設業協会 会長 印

福島県多世代同居・近居推進事業 交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度の  
標記事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したの  
で、福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付事務取扱要領第15条第2項の  
規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 取消の理由